

## 新型コロナワクチン接種のご案内

**問合せ** 杉戸町コロナワクチンコールセンター  
☎0570 (021) 567 9時~17時(土・日・祝日を除く)  
FAX048 (647) 4484 ✉info\_sugito.vaccine@jtb.com

### ■オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種(3回目以降の接種)

オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種(3回目以降の接種)は、初回接種(1回目・2回目接種)を終了し、前回の接種から**3か月以上**が経過した**12歳以上**の方が対象で、**1人1回**接種することができます。  
接種を希望する方は、**インターネットか電話(コールセンター)で予約**してください。

新たに転入された方、「接種券」の再発行を希望する方は、コールセンターへご連絡ください

### ■区分および接種回によるワクチンの種類・対象年齢等

区分	接種回	ワクチンの種類	対象年齢	接種間隔	接種会場
成人	追加接種 (3回目以降)	オミクロン株対応 2価ワクチン (ファイザー BA.4-5対応型)	12歳以上	前回の接種から <b>3か月</b> 経過後 ▲オミクロン株対応2価ワクチンの接種は、 <b>1人1回</b> までとなります。	生涯学習センター カルスタすぎと 【集団接種】 ・ 医療法人今井病院 【個別接種】
小児	追加接種 (3回目)	小児用ワクチン (ファイザー)	5歳以上 11歳以下	2回目接種から <b>5か月</b> 経過後	生涯学習センター カルスタすぎと 【集団接種】

※予約者数の状況によっては、令和5年1月中旬に集団接種会場(カルスタすぎと会場)の運営を終了する可能性があります。追加接種を検討中の方は、お早めにご予約ください。

#### ワクチン接種の日時・会場・ワクチンの種類・予約枠数など

最新の情報は **町ホームページ** をご確認ください。

町ホームページ  
「ワクチン接種情報」



## 協働型災害訓練in杉戸～CDT2023～ を開催します

**申込・問合せ**  
協働型災害訓練事務局(すぎとSOHOクラブ)  
☎(31)0055、✉info@icsjapan.org

2011年3月11日に発災した東日本大震災の経験と教訓を大規模災害に活かそうとスタートした「協働型災害訓練」も今年で10年を迎えます。今回のテーマは「フェーズフリー」。災害は、地震や風水害に留まらず、パンデミックなどあらゆる形で私たちの脅威として存在します。そんな今や日常になっている災害を非常時の出来事と考えず、連続性のある日常の延長として捉える。それが「フェーズフリー」です。今年の協働型災害訓練は、防災とつながるあらゆる要素を体感できる2日間です。ぜひご参加ください。

**日時** 2月10日(金)・11日(土) 9時~17時30分

**場所** ①すぎとピア 多目的ホール、②Zoom(ワーク参加)

**対象**  
・首都圏周辺の災害時後方支援自治体の職員  
・地域防災に関わっている方、興味のある方  
・ICS(災害現場等の指揮系統や管理手法)を学びたい方 など

**内容** **1日目** 行政と防災、食糧と防災、企業と防災、地域と防災

**2日目** 団体と防災、映画と防災、協働と防災

**参加費** 1人3,000円 **定員** ①50名、②300名

**参加方法** 専用サイト(右QRコード)から事前の申込

**その他** ①会場宿泊可(費用別途)

②ワーク参加希望はZoom



▲詳細はホームページ(<https://www.icsjapan.org>)をご覧ください。

## 春日部税務署からのお知らせ

**問合せ** 春日部税務署 ☎048 (733) 2111

### 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

**期間** 1月24日(火)~3月15日(水)  
(土・日・祝日を除く※2月19日(日)・26日(日)は開場)

**場所** 春日部税務署 1階

**受付時間** 8時30分~16時(16時前でも受付を終了する場合があります)

**相談時間** 9時~

申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

### 自宅でできる!確定申告

パソコンやスマートフォンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内通りに所得などの金額を正しく入力すれば、自動で計算をして申告書を簡単に作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカード等があればそのまま送信できます。また、印刷して税務署に郵送もできます。自宅にプリンターがなくても、コンビニ等で印刷することができます。

### 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。住民税申告書の作成方法などは、税務課へお問合せください。



国税庁ホームページ▲

町・県民税の申告および申告相談日程については、広報すぎと2月号で詳しくお知らせします。

**問合せ** 税務課 町民税担当 内線242・243・436

## 税理士による所得税還付申告の 無料電話相談

**予約・問合せ**  
税理士会春日部支部事務局 ☎048 (738) 7470

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
対面式ではなく電話相談となります。

税理士による少額な所得の確定申告に関する電話相談を無料で行います。なお、相談内容により、無料にならない場合があります。

**日程** 2月2日(木)・3日(金)・6日(月)・7日(火)・8日(水)・9日(木)・10日(金)・13日(月)・14日(火)・15日(水) **要予約**

**対象** 下記に該当する方のうち、一定の条件に当てはまる方

- ・年金を受けている方
- ・給与と所得者で医療費控除を受ける方
- ・年の途中で退職または就職した方等で年末調整をまだ受けていない方

**予約方法** 電話で予約

**予約受付時間** 9時30分~12時、13時~16時

### 電話相談当日にお手元にご用意ください

◆令和3年分以前の所得税確定申告書(初めて申告する方は不要) ◆令和4年分「公的年金等の源泉徴収票」[給与所得の源泉徴収票] ◆配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を受ける方はご家族分の「公的年金等の源泉徴収票」や「給与所得の源泉徴収票」 ◆社会保険料の証明書、生命保険料等の控除証明書、ふるさと納税等その他証明書 ◆医療費控除またはセルフメディケーション税制を受ける方は①~⑤をご用意ください。①医療費控除の明細書もしくはセルフメディケーション税制の明細書②医療費の領収書③特定検診等を受けたことを証明する書類(セルフメディケーション税制適用の方)④医療通知書(健康保険組合から郵送される書類)⑤保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの ◆ボールペン ◆電卓などの計算用具 ◆申告書作成後、直接税務署へ持参される方は、マイナンバー原本、身元確認書類 ※還付金を振り込む預金の口座番号等(申告者名義)をご用意ください。